

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画代用計画の策定について

1 策定の経緯

「乳児等のための支援給付」の創設に伴い、国の基本指針が改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項として、以下の2件が追加された。

- ① 乳児等通園支援の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
- ② 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等を一体的に提供する体制に関する事項

これを受け、市は計画を変更するか、代替措置として代用計画を策定することが必要となった。

2 市の対応

①は、第3次新座市子ども・子育て支援事業計画において既に定めている。

②は、代用計画を策定するため、子ども・子育て支援法第61条第7項の規定に基づき、本会議において意見を聴取する。

3 代用計画案

内容については、資料3「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画代用計画」のとおりとする。

4 今後の予定

令和8年3月24日（火） 新座市子ども・子育て会議（意見聴取）

令和8年3月末まで 埼玉県との協議

// 代用計画策定

// 埼玉県へ提出